

認証基準の改正(5基準)について(厚生労働省告示第205号:平成29年5月26日)

制定/ 改正	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定 する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号	医療機器の名称
改正	別表第3-151	1 歯科用空気回転駆動装置
改正	別表第3-152	1 歯科用電気回転駆動装置
改正	別表第3-154	1 ストレート・ギアードアングルハンドピース
改正	別表第3-485	1 歯科用電動式ハンドピース
改正	別表第3-486	1 歯科用空気駆動式ハンドピース